

新幹線地本申7号

「新型コロナウイルスに関する緊急申し入れ」を提出！

- 1、新型コロナウイルス感染防止の、会社としての現状の対策を明らかにこと。
- 2、感染拡大防止の観点から、全ての職場・社員に対して、マスクの配布やアルコール消毒液を配備する等の対策をとること。
- 3、お客様との接触がある社員については、就業時にマスクの配布を行うこと。
- 4、新幹線車内乗務に関わる関連会社（車内販売員・警備員）についても、契約主体として本体同様の体制をとるように、指導・支援・助言等を行うこと。
- 5、車内において、感染の疑いがある旅客を発見または申告があった場合の取り扱いを明らかにすること。また、その場合における他の旅客への感染防止策について明らかにすること。
- 6、今後さらなる感染拡大となった場合、社員への感染防止の観点から、車内巡回を控える等の対策をとること。
- 7、車内清掃等に従事する社員（エルダー、出向社員、プロパーを含む）に必要な装備（マスク、ゴム手袋、アルコール消毒等）を支給・整備すること。
- 8、社員に感染者が出た場合、職場内の取り扱いを明らかにすること。
- 9、社員に感染者が出た場合、濃厚接触者の把握等をどのように行うのか明らかにすること。
- 10、就業時に社員が感染した場合は有給等による取り扱いとし、会社の責任において医療機関への対応や医療費負担を行うこと。
- 11、感染後に仕事に復帰させる基準は厚生労働省が定める基準なのか明らかにすること。
- 12、社員が感染したと判明したときにはその事実を速やかに周知すること。また、医療機関と連携し感染拡大防止をどのように図るのか明らかにすること。
- 13、社員の健康を第一に考慮し、WHOから終息宣言がなされるまでの間は東アジア地域への海外研修等への支社内の社員の派遣を中止にすること。また、現在海外研修を行なっている社員の帰国後の検査等のフォローを行うこと。
- 14、社員に感染者が出た場合、職場内の社員は感染の疑いがあるとされ、職場施設・駅営業施設等の業務運営に多大な支障が出る恐れがある。感染拡大を最小限に留めるため、希望者がいれば速やかに適切な検査を受診させること。
- 15、総合車両センター等の外部から見学者を受け入れている職場について、感染リスクの拡大及び感染時に業務に与える影響が大きいことから、WHOから終息宣言がなされるまでの間、見学の受け入れを見合わせる事。
- 16、車両は不特定多数の方が利用されることに鑑みウイルス感染防止の観点から、留置車両を清掃する際にアルコール消毒など対策を取ること。
- 17、マスクが全般的に不足してことに鑑み、車両メンテナンスを行う上で十分な量の防塵マスクを確保すること。
- 18、今回の対策に関わる全ての取り扱いについて、プレス発表・車内テロップ・駅放送等で周知すること。

新型コロナウイルスについて、本部も申し入れ提出しました！

社員と家族の安全確保の観点から、会社に万全な体制を求めています！